

8.2 騒音・振動

8.2.1 現況調査

(1) 調査事項及び選定理由

騒音及び振動の現況調査の調査事項及び選定理由は、表 8.2.1-1 に示すとおりである。

表 8.2.1-1 調査事項及び選定理由

調査事項	選定理由
①騒音・振動の状況 ②土地利用の状況 ③発生源の状況 ④自動車交通量等の状況 ⑤地盤及び地形の状況 ⑥法令による基準等	本事業においては、商業施設棟や駐車場棟の建設工事を実施するため、工事の施行中における建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴う騒音及び振動と、工事の完了後における駐車場利用車両の走行に伴う騒音、関連車両の走行に伴う騒音及び振動が計画地周辺の環境に影響を及ぼすことが予想されるため、「技術指針（付解説）」に掲げられた事項のうち左記の事項を選定した。

(2) 調査地域

調査地域は、対象事業の種類及び規模並びに地域の概況を勘案し、対象事業の実施に伴う騒音及び振動が日常生活に影響を及ぼすと予想される地域とした。

(3) 調査手法

① 騒音・振動の状況

騒音及び振動の状況は、既存資料調査及び現地調査により行った。

ア) 既存資料調査

既存資料調査は、「平成18年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成20年1月 東京都環境局)により、周辺地域の主要幹線道路沿いに位置する、道路交通騒音・振動調査7地点(地点1~7)における調査結果を整理・解析した。

道路交通騒音及び振動の調査地点及び調査期間は、表8.2.1-2及び図8.2.1-1に示すとおりである。

表8.2.1-2 調査地点及び調査期間(既存資料調査)

地点番号	道路名	調査地点	調査期間	用途地域	車線数
No.1	新宿青梅線 (新青梅街道)	東久留米市滝山 3-11	平成19年2月15日(木) ~16日(金)	準住居地域	4
No.2	府中清瀬線 (小金井街道)	東久留米市野火止 1-1-34	平成19年2月15日(木) ~16日(金)	準工業地域	2
No.3	東京所沢線 (所沢街道)	東久留米市南沢 5-18-38	平成19年2月15日(木) ~16日(金)	第1種中高層住居 専用地域	2
No.4	東村山東久留米線	東久留米市滝山 6-1-18	平成19年2月15日(木) ~16日(金)	第1種中高層住居 専用地域	2
No.5	新宿青梅線 (新青梅街道)	西東京市田無町 1-1	平成18年12月6日(水) ~7日(木)	近隣商業地域	4
No.6	新宿青梅線 (青梅街道)	西東京市田無町 6-3-12	平成18年12月5日(火) ~6日(水)	近隣商業地域	2
No.7	保谷志木線	西東京市住吉町 6-1-5	平成18年6月13日(火) ~14日(水)	第2種中高層住居 専用地域	2

注) 表中の地点番号は図8.2.1-1(P.153参照)に対応する。

資料: 「平成18年度道路交通騒音振動調査報告書」(平成20年1月 東京都環境局)

イ) 現地調査

現地調査は、一般環境の騒音及び振動を把握するため、計画地の敷地境界上の2地点(地点1~2)において、平日の各時間帯(24時間)で実施した。

また、計画地周辺の道路交通の騒音及び振動を把握するため、周辺道路における代表的な1地点(地点3)において、平日及び休日の各時間帯(24時間)で実施した。さらに、計画地周辺の道路の整備状況の変化等を考慮し、平成21年1月に追加調査を実施した。

調査地点及び調査期間は、表8.2.1-3及び図8.2.1-2に示すとおりである。

(a) 一般環境騒音及び道路交通騒音

一般環境騒音及び道路交通騒音の測定は、「騒音に係る環境基準について」(平成17年5月26日環境庁告示第45号)に定める方法(日本工業規格Z8731)に準拠し、騒音レベル(等価騒音レベル: L_{Aeq})を測定した。測定高さは、地上1.2mとした。

(b) 一般環境振動及び道路交通振動

一般環境振動及び道路交通振動の測定は、「振動規制法施行規則」(平成19年4月20日環境省令第11号)に定める測定方法(日本工業規格Z8735)に準拠し、振動レベル(80%レンジ上端値: L_{10})を測定した。

表8.2.1-3 調査地点及び調査期間(現地調査)

調査項目	地点番号	調査地点	調査期間	用途地域	車線数
一般環境騒音及び振動	1	計画地東側敷地境界	【平日】 平成18年3月7日(火)12:00~ 8日(水)12:00	第一種中高層住居専用地域	—*
	2	計画地西側敷地境界		第一種中高層住居専用地域	—*
道路交通騒音及び振動	3	五小通り沿道	【平日】 平成18年3月7日(火)12:00~ 8日(水)12:00 【休日】 平成18年3月4日(土)12:00~ 5日(日)12:00	第一種中高層住居専用地域	2
			【平日】 平成21年1月27日(火)7:00~ 28日(水)7:00 【休日】 平成21年1月25日(日)7:00~ 26日(月)7:00		

注1) 表中の地点番号は図8.2.1-2(P.155参照)に対応する。

注2) ※: 地点1は市道2395号に、地点2は市道2428号にそれぞれ面しているが、これらの道路は基本的に生活道路として利用されており、交通量も少ないため、道路交通騒音が支配的な音源である地域には該当しないことから、一般環境の騒音及び振動の測定地点として設定した。

メモ

「等価騒音レベル」とは、ある時間帯における騒音の平均を意味するもので、具体的には騒音のエネルギーの時間平均値のことをいいます。

② 土地利用の状況

土地利用の状況は、「東久留米市都市計画図」（平成 19 年 1 月 東久留米市）、「西東京市都市計画図」（平成 18 年 10 月 西東京市）、「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（多摩都市部）」（平成 14 年 東京都都市計画局）等の既存資料を整理した。

③ 発生源の状況

発生源の状況は、「東京都土地利用現況図〔建物用途別〕（多摩都市部）」（平成 14 年 東京都都市計画局）等の既存資料を整理・解析した。

④ 自動車交通量等の状況

自動車交通量等の状況は、「8.1 大気汚染」（P.77～80 参照）と同様とした。

⑤ 地形及び地盤の状況

地形の状況は、「地形図」（国土地理院）等の既存資料を整理・解析した。

地盤の状況は、「（仮称）東久留米プロジェクト地盤環境調査報告書」（平成 17 年 10 月 東邦地水株式会社）を整理・解析した。また、現地調査により、計画地が面する五小通りの沿道 2 地点において地盤卓越振動数を測定した。地盤卓越振動数の調査地点及び調査期間は、表 8.2.1-4 及び図 8.2.1-2 に示すとおりであり、調査手法は「道路環境影響評価の技術手法 2007 改訂版」（平成 19 年 9 月 （財）道路環境研究所）に示された方法に準拠し調査を実施した。

表 8.2.1-4 調査地点及び調査期間（現地調査）

調査項目	地点番号	調査地点	調査期間
地盤卓越振動数	4a	五小通り道路端（西側）	【平日】 平成 18 年 3 月 7 日（火） 12:00 ～ 8 日（水） 12:00
	4b	五小通り道路端（東側）	

注）表中の地点番号は図8.2.1-2（P.155参照）に対応する。

メモ

「地盤卓越振動数」とは、大型車 10 台以上の単独走行を対象として、1 オクターブの 1/3 まで測定できる周波数分析器で地盤振動を分析し、振動加速度レベルが最大となる周波数帯域の中心周波数を読み取り、それを平均した数値のことをいいます。地盤の硬さの指標になり、値が低いほどその地盤は軟らかく、高いほどその地盤は硬いとされます。道路交通振動の予測を行う際の補正值に関連します。

⑥ 法令による基準等

騒音に関しては、「環境基本法」（平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号）に基づく騒音に係る環境基準、「騒音規制法」（昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号）及び「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）に基づく基準を整理した。

振動に関しては、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号）及び「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号）に基づく基準を整理した。

8.2.3 環境保全のための措置

(1) 工事の施行中

① 予測に反映した措置

- ・ 建設機械の配置については、計画地南側に隣接する住宅があることから、杭打ち機等の大きな騒音を伴う機械が住宅等に近接して稼働することがないように配慮する。
- ・ 建設機械は1か所で集中稼働することのないよう配置するとともに、稼働時間を遵守する。
- ・ 低騒音・低振動型の建設機械を使用する。
- ・ 工事用車両は規制速度を厳守する。
- ・ 工事区域の周囲には、仮囲い（鋼板製、高さ3m）を設置する。
- ・ 主な通勤・通学時間帯（7時～8時）における工事用車両の走行台数を極力少なくするよう配慮する。

② その他の措置

- ・ 既存の石垣やフェンスの一部を仮囲い（養生）の基礎として利用することにより、仮囲い設置に伴う騒音・振動の発生の軽減を図る。
- ・ 作業時間及び作業手順は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう事前に工事工程を十分検討する。
- ・ 建設機械は常に点検・整備を行い良好な状態で使用し、建設作業騒音及び振動の低減に努める。
- ・ 児童・生徒の通学時間帯を考慮し、7時～8時については、交通誘導員を配置するなどして安全性を確保する。
- ・ 資材の搬入、建設発生土の搬出に際しては、走行ルートの限定、安全走行等により、道路交通騒音及び振動の低減に努める。
- ・ 工事用待機車両のアイドリングストップ遵守、不必要な空ぶかしの禁止を施工者に指導し、運転者へ周知徹底する。
- ・ 苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行う。

(2) 工事の完了後

① 予測に反映した措置

- ・ 荷さばき車両は、決まった配送ルートのみを走行するよう指導する。来店車両については、連絡通路の利用や、開店時、繁忙時などには交通誘導員による案内等により来店ルートを周知し、生活道路への進入を防止する。
- ・ 計画地北側に保全対象となる小学校があることから、荷さばき車両は、児童・生徒の通学時間帯を考慮し、平日の7時45分～8時45分及び16時～17時については、原則として北側の搬入口は使用せず、南西側荷さばきを使用することを検討する。
- ・ 商業施設棟4階及び屋上駐車場部分とスロープ部、駐車場棟、荷さばきスペースについては、周囲に防音壁を設置するなどし騒音の低減を図る。
- ・ 市道110号沿道の騒音の影響を低減するため、沿道部に低層遮音壁の設置を計画する。
- ・ 荷さばき車両は規制速度を遵守する。
- ・ 五小通り側の歩道や駐車場棟の敷地境界に沿って盛土及び植栽を行い、駐車場からの騒音の低減を図る。

② その他の措置

- ・ 計画地北側に保全対象となる小学校があることから、関連車両の走行による騒音の低減を図るため、来店車両の適切な誘導、シャトルバスの運行などについて東久留米市と協議し、事業者として実施可能な範囲で保全対策を実施する。
- ・ 五小通りの五小東交差点から所沢街道に至る区間は、既存の舗装の劣化による周辺への騒音・振動の影響を低減するため、東久留米市とともに低騒音舗装の整備を計画する。これにより、関連車両の走行に伴う騒音レベルは予測結果より低くなると考えられる。
- ・ 平面駐車場は、住居地域から離れた北側に、建物で囲うように配置することにより、極力騒音を抑える。
- ・ 設備機器は可能な限り機械室内に設置し、設備機器の稼働に伴う騒音を低減する。
- ・ 物流の効率化（物流センターの活用、モーダルシフト等）により搬出入車両台数の削減を図る。
- ・ 荷さばきスペースの周囲に3mの防音壁を設置するほか、荷さばきは屋内で処理するようにトラックベイを建物の中に収め騒音を低減する。
- ・ 看板等を用い、駐車場内でのアイドリングストップを周知・徹底する。
- ・ 建物外での放送は原則行わない。
- ・ 低周波音については、本計画店舗と類似の既存店舗における現況調査の結果から、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えられるが、開店後に、本事業の設備機器の稼働に伴う低周波音により周辺の環境に影響が生じたと認められる場合には、速やかに調査を実施し対策を行うなど、適切な対応を行う。（類似の既存店舗における調査結果及び参考として調査を行った計画地における現況の調査結果については、資料編 P.67～72 参照。）
- ・ 開店後の苦情等に対しては、店長が責任をもって対応するほか、サービスカウンターの設置、お客様のご意見承りBOXの設置、ご意見・お返事公開ボードでの提示などの対応を行う。

8.2.4 評価

(1) 工事の施行中

ア) 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動

(7) 建設作業騒音

評価の指標は、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」及び「環境確保条例」(平成12年12月22日東京都条例第215号)に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」とした。

建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_{A5})は、表8.2.4-1に示すとおり最大の地点で64dBであり、規制基準及び勧告基準を下回る。

表 8.2.4-1 建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベルの評価(平日)

予測地点	最大騒音レベル (L_{A5})	単位: dB	
		規制基準	勧告基準
敷地境界上で騒音レベルが最大となる地点	64	85	80

注1) 規制基準: 「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」に定める基準。

2) 勧告基準: 「環境確保条例」(平成12年12月22日東京都条例第215号)に基づく「指定建設作業に適用する騒音の勧告基準」に定める基準。

(イ) 建設作業振動

評価の指標は、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」及び「環境確保条例」(平成12年12月22日東京都条例第215号)に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」とした。

建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_{10})は、表8.2.4-2に示すとおり最大の地点で64dBであり、規制基準及び勧告基準を下回る。

表 8.2.4-2 建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベルの評価(平日)

予測地点	最大振動レベル (L_{10})	単位: dB	
		規制基準	勧告基準
敷地境界上で振動レベルが最大となる地点	64	75	70

注1) 規制基準: 「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づく「特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」に定める基準。

2) 勧告基準: 「環境確保条例」(平成12年12月22日東京都条例第215号)に基づく「指定建設作業に適用する振動の勧告基準」に定める基準。

イ) 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動

(7) 道路交通騒音

評価の指標は、表 8.2.4-3 に示すとおり、「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)に基づく「騒音に係る環境基準」とした。

表 8.2.4-3 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの評価の指標【環境基準】

単位:dB

地点番号	予測地点	時間区分	方向	地域類型	環境基準 (L _{Aeq})
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	昼間	東側	A 類型 (2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	60
			西側		
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	昼間	北東側	幹線道路近接空間	70
			南西側		

注1) 環境基準による時間区分は以下のとおり。昼間：6:00～22:00

2) 工事用車両は、環境基準による夜間の時間帯(22:00～6:00)には走行しない。

工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L_{Aeq})は、表 8.2.4-4 に示すとおり、昼間 49～61dB であり環境基準を下回る。また、工事用車両による増加騒音レベルは 1dB である。

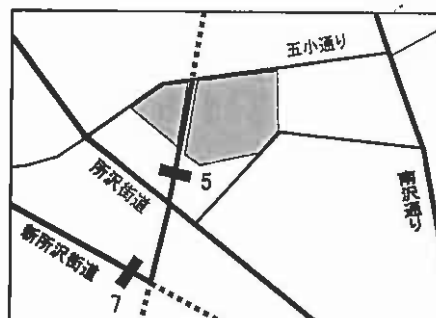
表 8.2.4-4 工事用車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの評価(平日：道路端)

単位:dB

地点番号	予測地点	時間区分	方向	等価騒音レベル (L _{Aeq})			環境基準 (L _{Aeq})
				工事中 基礎交通量	工事中 交通量	工事用車両 による増分	
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	昼間	東側	—	49	—	60
			西側	—	49	—	
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	昼間	北東側	60	61	1	70
			南西側	60	61	1	

注1) 環境基準による時間区分は以下のとおり。昼間：6:00～22:00

2) 工事用車両は、環境基準による夜間の時間帯(22:00～6:00)には走行しない。



(イ) 道路交通振動

評価の指標は、表 8.2.4-5 に示すとおり、「環境確保条例」(平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号) に基づく「日常生活等に適用する規制基準」とした。

表 8.2.4-5 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの評価の指標【環境確保条例】

単位：dB

地点番号	予測地点	方向	区域の区分	時間区分	規制基準 (L ₁₀)
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	東側	第一種区域	昼間	55*
		西側		夜間	50*
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	北東側	第一種区域	昼間	55*
		南西側		夜間	50*

注1) ※地点5は老人ホームの、地点7は小学校の敷地からおおむね50m以内の区域に該当するため、環境確保条例に基づき5dB減じた値を規制基準としている。

2) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。
【第一種区域】昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌8:00

工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L₁₀) は、表 8.2.4-6 に示すとおり、昼間 38～43dB、夜間 34～39dB であり、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回る。

表 8.2.4-6 工事用車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの評価 (平日：道路端)

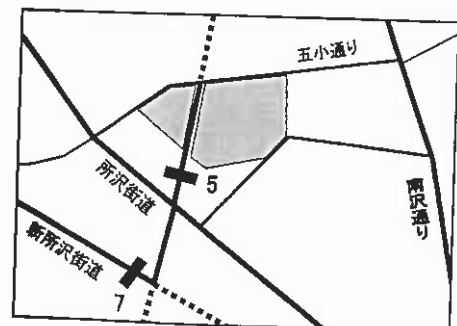
単位：dB

地点番号	予測地点	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	方向	振動レベル (L ₁₀)			規制基準 (L ₁₀)
					工事中基礎交通量	工事中交通量	工事用車両による増分	
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	昼間	13 時～14 時	東側	—	38	—	55
				西側	—	38	—	
		夜間	6 時～7 時	東側	—	34	—	50
				西側	—	34	—	
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	昼間	10 時～11 時	北東側	39	43	4	55
				南西側	39	43	4	
		夜間	6 時～7 時	北東側	33	39	6	50
				南西側	33	39	6	

注1) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。

【第一種区域】昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌8:00

2) 振動レベル：「昼間」の時間区分における各1時間帯の振動レベルの最大値



(2) 工事の完了後

ア) 駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音

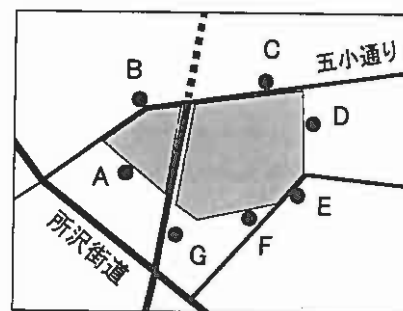
駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音の評価の指標は、表 8.2.4-7 に示すとおり、「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)に基づく「騒音に係る環境基準」とした。

表 8.2.4-7 駐車場利用車両の走行に伴う騒音(等価騒音レベル)の評価の指標【環境基準】

単位: dB

地点番号	予測地点	地域類型	時間区分	環境基準(L _{Eq})
A	計画地西側戸建て住宅地域	A類型 (一般の地域)	昼間	55
			夜間	45
B	計画地北西側戸建て住宅、高層住宅地域	A類型 (2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60
			夜間	55
C	計画地北側小学校付近	A類型 (2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60
			夜間	55
D	計画地東側戸建て住宅地域	A類型 (一般の地域)	昼間	55
			夜間	45
E	計画地南東側中低層住宅地域	A類型 (一般の地域)	昼間	55
			夜間	45
F	計画地南側戸建て住宅地域	A類型 (一般の地域)	昼間	55
			夜間	45
G	計画地南側老人福祉施設付近	A類型 (2車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60
			夜間	55

注) 環境基準による時間区分は以下のとおり。昼間: 6:00~22:00 夜間: 22:00~6:00



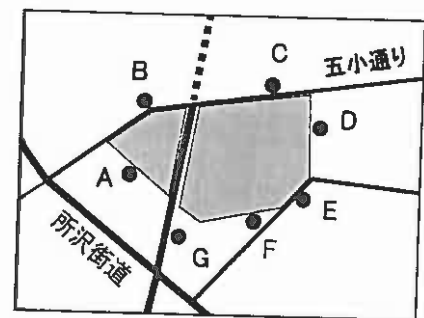
駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音レベル (L_{Aeq}) は、表 8.2.4-8 に示すとおり、昼間 22~45dB、夜間 10~33dB である。また、暗騒音レベルと合成した結果は昼間 45~48dB、夜間 41~42dB であり、すべての地点において環境基準を下回る。

表 8.2.4-8 駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音レベルの評価 (等価騒音レベル、休日)

地点 番号	予測地点	時間 区分	等価騒音レベル (L_{Aeq})		環境基準 (L_{Aeq})
			駐車場 利用車両	環境騒音 レベル	
			単位: dB		
A	計画地西側戸建て住宅地域	昼間	45	48	55
		夜間	33	42	45
B	計画地北西側戸建て住宅、高層住宅地域	昼間	36	46	60
		夜間	24	41	55
C	計画地北側小学校付近	昼間	36	46	60
		夜間	26	41	55
D	計画地東側戸建て住宅地域	昼間	22	45	55
		夜間	10	41	45
E	計画地南東側中低層住宅地域	昼間	25	45	55
		夜間	12	41	45
F	計画地南側戸建て住宅地域	昼間	24	45	55
		夜間	12	41	45
G	計画地南側老人福祉施設付近	昼間	34	45	60
		夜間	21	41	55

注1) 環境基準による時間区分は以下のとおり。昼間: 6:00~22:00 夜間: 22:00~6:00

注2) 環境騒音レベルとは、暗騒音と駐車場利用車両の走行に伴う騒音とを合成した騒音レベルを示す。



また、駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音が最も大きくなる敷地境界付近の地点における騒音レベルの最大値 (L_{Amax}) については、表 8.2.4-9 に示すとおり、「環境確保条例」(平成 12 年 12 月 22 日東京都条例第 215 号) に基づく「工場・指定作業場に係る騒音の規制基準」を評価の指標とした。

表 8.2.4-9 駐車場利用車両の走行に伴う騒音レベルの最大値の評価の指標【環境確保条例】

単位：dB

地点番号	予測地点	区域の指定	時間区分	規制基準
1	計画地北側小学校付近	第三種区域 (学校等の敷地の周囲おおむね 50m の区域内)	朝・夕・夜間	50 [※]
			昼間	55 [※]
2-a	計画地西側戸建て住宅地域付近 (音源から最も近い歩道上の地点)	第二種区域 (第一特別地域)	朝・夕・夜間	45
			昼間	50
2-b	計画地西側戸建て住宅地域付近 (防音壁による効果が見込めない開口部方向の歩道上の地点)	第二種区域 (第一特別地域)	朝・夕・夜間	45
			昼間	50

注1) 表中の地点番号は図8.2.2-15 (P.201参照) に対応する。

2) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。

【第二種区域(地点2)】朝：6～8時、昼間：8～19時、夕：19～23時、夜間：23～翌6時

【第三種区域(地点1)】朝：6～8時、昼間：8～20時、夕：20～23時、夜間：23～翌6時

3) ※：地点1は、小学校の敷地の周囲おおむね50m以内に位置するため、規制基準から5dB減じた値を当てはめている。

駐車場利用車両による騒音レベルの最大値は、表 8.2.4-10 に示すとおり 43～49dB であり、すべての地点において規制基準を下回る。

表 8.2.4-10 駐車場利用車両の走行に伴う駐車場の騒音レベルの最大値の評価

単位：dB

地点番号	予測地点	時間区分	騒音レベル (L_{Amax})	規制基準
1	計画地北側小学校付近	朝・夕・夜間	49	50 [※]
		昼間		55 [※]
2-a	計画地西側戸建て住宅地域付近 (音源から最も近い歩道上の地点)	朝・夕・夜間	43	45
		昼間		50
2-b	計画地西側戸建て住宅地域付近 (防音壁による効果が見込めない開口部方向の歩道上の地点)	朝・夕・夜間	45	45
		昼間		50

注1) 表中の地点番号は図8.2.2-15 (P.201参照) に対応する。

2) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。

【第二種区域(地点2)】

朝：6～8時、昼間：8～19時、夕：19～23時、夜間：23～翌6時

【第三種区域(地点1)】

朝：6～8時、昼間：8～20時、夕：20～23時、夜間：23～翌6時

3) ※：地点1は、小学校の敷地の周囲おおむね50m以内に位置するため、規制基準から5dB減じた値を当てはめている。

イ) 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動

(7) 道路交通騒音

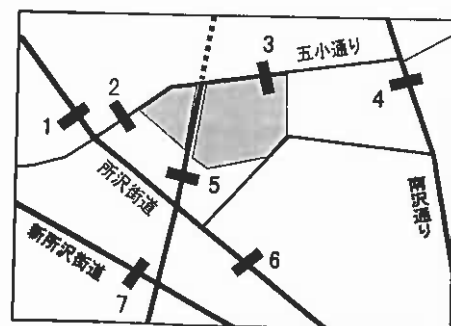
評価の指標は、表 8.2.4-11 に示すとおり、「生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」である「環境基本法」(平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号)に基づく「騒音に係る環境基準」とした。

なお、参考として道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると判断される場合に、知事が交通規制等の措置をとるよう要請する際の目安となる「騒音規制法(昭和 43 年 6 月 法律第 98 号)」に基づく「自動車騒音に係る要請限度」についても示した。

表 8.2.4-11 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの評価の指標【環境基準】

地点番号	予測地点	方向	地域類型	時間区分	単位: dB	
					環境基準 (L _{Aeq})	【参考】要請限度 (L _{Aeq})
1	所沢街道	東側	幹線道路近接空間	昼間	70	75
		西側		夜間	65	70
2	五小通り	北側	A 類型 (2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60	70
		南側		夜間	55	65
3	五小通り	北側	A 類型 (2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60	70
				夜間	55	65
		南側	C 類型 (車線を有する道路に面する地域)	昼間	65	75
				夜間	60	70
4	南沢通り	東側	A 類型 (2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60	70
		西側		夜間	55	65
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	東側	A 類型 (2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)	昼間	60	70
		西側		夜間	55	65
6	所沢街道	北東側	幹線道路近接空間	昼間	70	75
		南西側		夜間	65	70
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	北東側	幹線道路近接空間	昼間	70	75
		南西側		夜間	65	70

注) 環境基準による時間区分は以下のとおり。昼間: 6:00~22:00、夜間: 22:00~6:00



休日の関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル (L_{Aeq}) は、表 8.2.4-12 に示すとおり昼間 58~73dB、夜間 50~70dB であり、地点 1、2、3 及び 4 で環境基準を上回るが、これらの地点における関連車両による増加騒音レベルは、昼間、夜間ともに 1dB 程度である。また、表 8.2.1-5~6 (P.157~158 参照) に示した現況測定値 (所沢街道：昼間 70dB、夜間 69dB、五小通り：昼間 69dB、夜間 65dB) 及び資料編 P.185 に示した平成 21 年 1 月の現況測定値 (五小通り (休日)：昼間 67dB、夜間 62dB) と比較しても同等またはそれ以下であり、いずれの地点も騒音規制法に基づく自動車騒音に係る要請限度を下回る。

表 8.2.4-12 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルの評価 (休日：道路端)

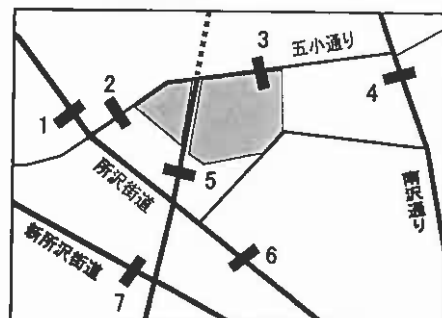
単位：dB

地点番号	予測地点	時間区分	方向	等価騒音レベル (L_{Aeq})			環境基準 (L_{Aeq})	【参考】要請限度 (L_{Aeq})
				将来基礎交通 (①)	将来交通 (②)	関連車両の走行による増分 (②-①)		
1	所沢街道	昼間	東側	70	70	1 未満	70	75
			西側	72	73	1		
		夜間	東側	67	67	1 未満	65	
			西側	69	70	1		
2	五小通り	昼間	北側	65	66	1	60	70
			南側	66	67	1		
		夜間	北側	58	59	1	55	
			南側	59	60	1		
3	五小通り	昼間	北側	66	68	2	60	70
			南側	65	67	2		
		夜間	北側	60	60	1 未満	55	
			南側	59	59	1 未満		
4	南沢通り	昼間	東側	66	67	1	60	70
			西側	66	67	1		
		夜間	東側	59	60	1	55	
			西側	59	60	1		
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	昼間	東側	51	58	7	60	70
			西側	51	58	7		
		夜間	東側	48	50	2	55	
			西側	48	50	2		
6	所沢街道	昼間	北東側	67	68	1	70	75
			南西側	67	68	1		
		夜間	北東側	64	64	1 未満	65	
			南西側	64	64	1 未満		
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	昼間	北東側	67	67	1 未満	70	75
			南西側	67	67	1 未満		
		夜間	北東側	64	64	1 未満	65	
			南西側	64	64	1 未満		

注1) 環境基準による時間区分は以下のとおり。

昼間：6:00~22:00、夜間：22:00~6:00

2) は環境基準を超過していることを示す。



なお、地点によっては現況測定値が既に環境基準を超えている状況であるため、東京都、関係市等に状況を伝えるとともに、可能な協力をしていく。道路交通騒音対策としては、発生源対策（自動車騒音単体対策、電気自動車等の低公害車の普及促進）、交通流対策（交通規制、バイパス整備、物流拠点整備等）、道路構造対策（遮音壁の設置、環境施設帯の設置）、沿道土地利用対策、公共交通の利用促進や自家用車の利用抑制のための意識啓発などがあげられる。

(イ) 道路交通振動

評価の指標は、表 8.2.4-13 に示すとおり、「環境確保条例」（平成 12 年 12 月 22 日都条例第 215 号）に基づく「日常生活等に適用する規制基準」とした。

表 8.2.4-13 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの評価の指標【環境確保条例】

単位：dB

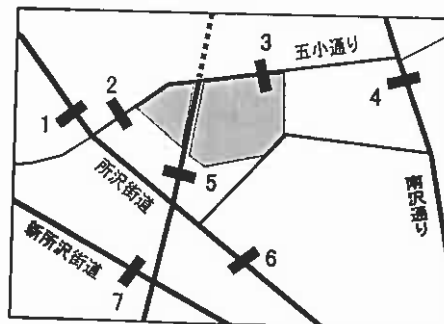
地点番号	予測地点	方向	地域類型	時間区分	規制基準 (L ₁₀)
1	所沢街道	東側	第一種区域	昼間	60
		西側		夜間	55
2	五小通り	北側	第一種区域	昼間	60
		南側		夜間	55
3	五小通り	北側	第一種区域	昼間	55*
				夜間	50*
		南側	第二種区域	昼間	60*
				夜間	55*
4	南沢通り	東側	第一種区域	昼間	60
		西側		夜間	55
5	東 3・4・18 号 (市道 110 号)	東側	第一種区域	昼間	55*
		西側		夜間	50*
6	所沢街道	北東側	第一種区域	昼間	60
		南西側		夜間	55
7	東 3・4・11 号 (新所沢街道)	北東側	第一種区域	昼間	55*
		南西側		夜間	50*

注1) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。

【第一種区域】昼間：8:00～19:00、夜間：19:00～翌8:00

【第二種区域】昼間：8:00～20:00、夜間：20:00～翌8:00

2) ※：地点3及び7は小学校の、地点5については老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内に位置するため、規制基準から5dB減じた値を当てはめている。



休日の関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル (L_{10}) は、表 8.2.4-14 に示すとおり昼間 39~47dB、夜間 36~48dB であり、全ての地点で環境確保条例に基づく規制基準を下回る。また、関連車両による増加振動レベルは、新設道路である地点 5 を除く全ての地点で昼間、夜間とも 1~2dB 程度である。

表 8.2.4-14 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベルの評価 (休日：道路端)

単位：dB

地点番号	予測地点	時間区分	振動レベルが最大となる時間帯	方向	振動レベル (L_{10})			規制基準 (L_{10})
					将来基礎交通量 (①)	将来交通量 (②)	関連車両の走行による増分 (②-①)	
1	所沢街道	昼間	16時~17時	東側	45	46	1	60
				西側	46	47	1	
		夜間	20時~21時 [5時~6時]	東側	45 [47]	45 [-]	1未満	55
				西側	46 [48]	46 [-]	1未満	
2	五小通り	昼間	16時~17時	北側	39	41	2	60
				南側	39	41	2	
		夜間	6時~7時	北側	37	38	1	55
				南側	38	39	1	
3	五小通り	昼間	16時~17時	北側	41	42	1	55*
				南側	40	42	2	60*
		夜間	6時~7時	北側	41	41	1未満	50*
				南側	41	41	1未満	55*
4	南沢通り	昼間	12時~13時	東側	38	39	1	60
				西側	38	39	1	
		夜間	19時~20時	東側	36	36	1未満	55
				西側	36	36	1未満	
5	東3・4・18号 (市道110号)	昼間	16時~17時	東側	34	44	10	55*
				西側	34	44	10	
		夜間	19時~20時	東側	32	41	9	50*
				西側	32	41	9	
6	所沢街道	昼間	12時~13時	北東側	46	47	1	60
				南西側	46	47	1	
		夜間	6時~7時	北東側	48	48	1未満	55
				南西側	48	48	1未満	
7	東3・4・11号 (新所沢街道)	昼間	15時~16時	北東側	45	46	1	55*
				南西側	45	46	1	
		夜間	6時~7時	北東側	47	48	1	50*
				南西側	47	48	1	

注1) 最大値の時間帯は、昼間・夜間の区分における各1時間帯のうち、振動レベルが最大となる時間帯。

2) 環境確保条例に基づく規制基準による時間区分は以下のとおり。

【第一種区域】昼間：8~19時、夜間：19~翌8時

【第二種区域】昼間：8~20時、夜間：20~翌8時

3) ※：地点3及び7は小学校の、地点5は老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内に位置するため、規制基準から5dB減じた値を当てはめている。

